

# 外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は インターネットで登録できます

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、**外国人労働者の雇入れ時と離職時に、在留資格などを、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。**

**外国人雇用状況届出書（様式第3号）**による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでも簡単にできますので、ぜひご利用ください。

## インターネットで届け出るメリット

- **24時間、365日いつでも届出できます！**

毎週日曜日22時～翌日（月曜日）8時の間は、  
システムメンテナンスのためサービスを停止します。

- **ハローワークへの来所は不要です！**

- **複数の外国人についてまとめて届出できます！**

- **届出情報をインターネットで確認・修正できます！**

様式第3号（第10各欄除）（表面）			
雇入者		に係る外国人雇用状況届出書	
①外国人の氏名 (ローマ字)	年 月 日	名 性別 性別	ミドルネーム
②③の者の在留資格	④⑤の者の在留期間 (期間) (西暦)	年 月 日	まで
④⑤の者の年月日 (西暦)	年 月 日	⑥⑦の者の性別 性別	1男・2女
⑧⑨の者の国籍・地域	⑩⑪の者の資格外 活動許可の有無	⑫⑬の者 の在留カードの 年月日	1有・2無
雇入れ年月日 (西暦)	雇離年月日 (西暦)	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。			
事業所の名称、 所在地、電話番号等	雇用保険適用事業所番号 <input type="text"/> □		
事業主 (名前) 所在地 (住所) 主たる事業所 (名前) (住所)	TEL <input type="text"/>		
氏名 <input type="text"/> 会員登録 会員登録	氏名 <input type="text"/> 公共職業安定所長 殿 <input type="text"/>		

## ご利用方法 まずは「外国人雇用状況届出システム」へアクセス！

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

① インターネットで「外国人雇用状況届出システム」を検索する

② ハローワークインターネットサービス

[\(https://www.hellowork.mhlw.go.jp/\)](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/)

→ 「事業主の方」または「事業主の方へのサービスのご案内」

→ 事業主の方へのサービス「外国人雇用状況届出について」

→ 申請等をご利用の方へ「外国人雇用状況届出」

外国人雇用状況届出システム

検索

↓このバナーが目印です



外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、以下のページに掲載しています。

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin\\_manual.pdf](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf)



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL040816外01

# インターネットでの届出方法（ユーザーID登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

厚生労働省  
外国人雇用状況届出システム

■ 外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力高給の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

■ 留意事項

性別第3号(国)地方公共団体の場合は通知機関、以下同じ)等の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主のうち、この画面からユーザーID及びパスワードを登録することができます。以前に様式第3号による届出を行った後、インターネットによる登録を希望される場合は、お手数ですが、様式第3号を届け出ハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者のメールアドレスをお忘れください。

届出のまま事業者等を離職しているので、ご確認ください。

ログインに一定回数失敗した場合、一時的にログインができなくなります。ログインができない場合、時間を経て再度ご利用をお願いいたします。

■ お知らせ

【操作マニュアルのご案内】  
ハローワークインターネットサービスAPI申請書をご利用の方へに、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載しています。  
操作をご覧頂いてください。  
その他、システムバーチャル等のお問い合わせについては、以下のリンクからご確認ください。  
⇒ ハローワークインターネットサービス新規登録・お問い合わせ

■ ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザーIDでお持ちの方は、ユーザーIDとパスワードを入力してログインしてください。  
注意：ユーザーIDおよびパスワードは第三者に知られないように大切に管理してください。

ユーザーID パスワード サービスご利用時の注意 ログイン

■ ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

ユーザーID新規登録 外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをお持ちでない方は、ユーザーIDの新規登録を行ってください。  
お問合せ 外国人雇用状況届出システムによるとお問い合わせを掲載しました。

厚生労働省職業安定局  
当ホームページは、Google Chrome®、Microsoft Edge®で動作する場合です。  
All rights reserved. Copyright © Employment Security Bureau/Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム  
新規ユーザーID登録

トップメニュー > 新規ユーザーID登録

■ 新規ユーザーID登録手順

○雇用保険適用事業所番号をお持ちの場合

1. 当面の「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」をクリックしてください。「ユーザーID仮登録メール送信」に遷移します。
2. 雇用保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。「ユーザーID仮登録メール送信」が表示されます。
3. しばらくすると、仮登録メールが送信されますのでメール内容のアドレスにアクセスしてください。「ユーザー情報登録」が表示されます。
4. 「ユーザー情報を」で事業所番号を入力してください。入力後「ユーザー情報登録」をクリックしてください。「ユーザー情報登録確認」が表示されます。
5. 「ユーザー情報を確認」に表示されている事業所番号を確認し、誤りがなければ「確認OK」をクリックしてください。また、ユーザー本登録（ユーザーID本登録メール送信）が完了しましたと、ユーザーIDの登録は完了です。
6. ログインを行い、雇用状況の報告をおこなってください。

① 雇用保険適用事業所番号をお持ちの方  
② 雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方

トップメニュー

▲ このページのトップへ  
厚生労働省職業安定局

- ①雇用保険適用事業所番号をお持ちの場合  
▶ 「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」
- ②雇用保険適用事業所番号をお持ちでない場合は  
▶ 「雇用保険非適用事業所からのユーザーID仮登録」
- をそれぞれクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム  
ユーザーID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザーID登録 > ユーザID仮登録メール送信

■ 操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、雇用保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。  
ユーザーID仮登録メールを送信します。

上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。  
雇用保険適用事業所番号 (半角数字)  
担当者eメールアドレス  
担当者eメールアドレス (再入力)

(ユーザーID本登録)を完了してください。  
24時間以内にユーザー情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

戻る 同意します

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム  
ユーザーID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザーID登録 > ユーザID仮登録メール送信

■ 操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、都道府県、管轄ハローワーク、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。  
ユーザーID仮登録メールを送信します。

上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。  
都道府県  
管轄のハローワーク  
担当者eメールアドレス  
担当者eメールアドレス (再入力)

※ ユーザID仮登録メールが届きましたら、24時間以内にメール内容のアドレスにアクセスし、ユーザー情報登録（ユーザーID本登録）を完了してください。  
24時間以内にユーザー情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

戻る 同意します

それぞれ次画面で必要事項を入力し「同意します」をクリック

- ▶ 入力したメールアドレスに**仮登録メール**が自動送信されるので、**メール**が届いたら開く
- ▶ ユーザ情報登録画面から必要事項（パスワードの設定を含む）を入力
- ▶ 「**ユーザ情報登録**」をクリック
- ▶ 次画面で登録内容を確認し「**確定**」をクリック
- ▶ **本登録完了**

# インターネットでの届出方法（届出内容の登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

厚生労働省  
外国人雇用状況届出システム

■ 外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働需要の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

■ 留意事項

株式会社日本(国)地方公共団体の場合は適用除外。一度でもいローカルに届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザID及びパスワードを取得することができます。以前に株式会社による届出を行った後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手続きが、株式会社による届出を行ったローカルまでお間合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。

※届出の注意事項等を掲載していますので、ご確認ください。  
⇒届出の注意事項

ログインに一定回数失敗した場合、一時的にログインができない場合、時間を置いて再度ご利用をお願いいたします。

■ お知らせ

【操作手順】アルのご案内】  
ハローワークインターネットサービスの「申請等を利用の方」に、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載しています。  
操作上のご質問等ございましたら、ご相談ください。

その他のシステム(テンポス等)のお問い合わせについては、以下のリンクからご確認ください。  
⇒ハローワークインターネットサービス 新着情報・お問い合わせ

■ ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザーIDすでに持つ方は、ユーザーIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意：ユーザーIDおよびパスワードは第三者に知られないように大切に管理してください。

ユーザーID  
パスワード  
ログイン

■ ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

ユーザーID新規登録  
パスワード再登録  
お問合せ

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

事業所情報確認確認

ログアウト

トップメニュー > 事業所情報確認

前回ログイン時間

前回ログイン時間：【2022/06/28 10:21:11】です。

覚醒のないログイン時間が表示されているときは、差意のある者が侵入している可能性があります。  
差意のハローワークまでご連絡ください。

お知らせ

● 「ポイント制度に関するご案内について」  
ポイント制（※）の概要や外国人雇用状況届出の記載方法については、別添リフレットを参照下さい。  
※ ポイント制とは高齢人材の受け入れを促進するため、高齢人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を取る制度です。

▶ (別添) ポイント制の概要及び届出方法について [PDF:582KB]

担当者氏名  
担当者連絡先電話番号  
担当者参考  
担当者eメールアドレス

雇用情報メニュー 事業所情報修正

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省職業安定局

「雇用情報メニュー」  
をクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

雇用情報新規登録

ログアウト

トップメニュー > 雇用情報メニュー > 雇用情報新規登録

操作説明

新規で登録された外国人の雇用情報を入力してください。  
入力が完了したら、「外国人雇用状況新規登録」をクリックしてください。

■ 雇用情報登録

氏名（ローマ字）  
フリガナ（カタカナ）  
在留資格  
立候補者（選択）  
備考  
外国人雇用情報新規登録

▲このページのトップへ

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

「外国人雇用情報  
新規登録」をクリック

- ▶ 「外国人雇用情報新規登録」をクリック
- ▶ 次画面で「確定」をクリック
- ▶ 登録完了

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

雇用情報メニュー

ログアウト

トップメニュー > 雇用情報メニュー

事業所情報

事業所番号  
事業所名

メニュー

該当する雇用情報を登録、更新、履歴情報登録を行ってください。  
なお、雇用保険の被保険者資格を得た後（又は資格を失った後）において、「外国人雇用状況届出」に関する事項（氏名、在留資格、在留期間、国籍、地籍等）を記載して届けられた場合は、改めて外国人雇用状況届出システムで雇用情報（最新時は履歴情報）を登録する必要があります。

外国人雇用情報新規登録

外国人雇用情報新規登録（複数）

外国人雇用情報新規登録（複数）

外国人雇用情報修正

外国人雇用情報登録

事業所情報修正

パスワード変更

パスワード最終登録日は【2020/07/31】です。

届出時の注意事項等を掲載していますので、ご確認ください。  
⇒届出の注意事項

厚生労働省職業安定局

届け出るべき事項は、登録画面の案内に従ってください。  
平成19年1月1日より前に高い入れた者の届出については、「外国人雇用情報新規登録」から行ってください。  
届出時の注意事項等を掲載していますので、ご確認ください。  
⇒届出の注意事項

# 外国人雇用状況届出システムよくあるご質問

## 1 申請方法について

### 質問

これまでには外国人雇用状況届出書（様式第3号）の届出用紙を利用してハローワークで届出を行っていました。今後はインターネットでの届出に変更したいです。  
必要な手続きはありますか。

### 回答

これまでに、**外国人雇用状況届出書（様式第3号）**、**雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）**、**雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）**の届出用紙を使って、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得することはできません。  
お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

## 2 ログイン情報の管理

### 質問

ユーザID、パスワード、メールアドレスがわからなくなりました。

### 回答

管轄のハローワークまでお問い合わせください。  
ハローワークで登録状況を確認します。

## 3 社会保険労務士による届出

### 質問

社会保険労務士がインターネットで届出を行う場合の注意点について教えてください。

### 回答

社会保険労務士の方も、事業主の方と同様に、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得できます。登録時の担当者氏名欄に「社会保険労務士 ○○○○」と社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載してください。

**雇用保険被保険者となる外国人の場合は、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出すると、外国人雇用状況の雇入れまたは離職の届出ができます。また、e-Gov電子申請（<https://www.e-gov.go.jp/>）からも登録ができます。**  
**その場合、外国人雇用状況システムからの届出は不要です。**